

**まちなみ再生事業業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務内容

- (1) 業務名
まちなみ再生事業業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成30年3月7日まで
- (4) 予算上限額
5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザル参加資格

参加の要件は次のとおりとする。

- (1) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島県内に本店、又は支店等を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 他の企業の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

3 公募型プロポーザル手続き等

まちなみ再生事業業務公募型プロポーザル説明書により、定められた期限内に必要な書類を提出すること。

4 費用負担

提案書の作成、その他応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

5 問い合わせ先・提出先

一般社団法人尾道観光協会

所在地：〒722-0046 尾道市長江一丁目3番3号

電話：0848-37-9736 FAX：0848-37-7525

まちなみ再生事業業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務目的

尾道市は、県内でも有数の歴史的景観を有する観光都市であり、「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」として平成27年4月に日本遺産にも認定され、年間641万人もの観光客が訪れている。近年では、歴史的景観を有する市街地の斜面エリアにおいて若者による空き家再生が活発に行われており、空き家バンクへの相談も年間600件を超えている状況である。

一方、これらの動きやサイクリストを中心とした国内外からの観光客が大いに増加しているにも関わらず、最大の歓楽街である「新開地区」へは、誘客の流れが作れていない。

そこで、空き家再生活動を行うNPO法人の取組みなどによる若者の移住、定住の流れを背景に、若者が求めているしごと創出や、地区の再生のため、官民連携による事業を展開し、中長期的な潜在的移住に繋がるような需要の掘り起こしや食による地域の魅力創造を目指すため、公募型プロポーザルを実施し業務を委託するものである。

これまで進めてきた新開 BISHOKU (尾道の食・美食) ×観光プロジェクトの継続的な実施や、情報発信に加え、新たな施策の展開を計画的に実施することにより、新開地区の賑わいづくりや、誘客の流れを作ることを目的とする。

(2) 業務内容

受託者は、尾道の食や、地域の魅力を最大限に活かした BISHOKU メニューの具体化のためのコンテスト開催や、地区の魅力を発信するための動画コンテスト、賑わいづくりや BISHOKU の普及に資するイベントの開催など、総合的なプログラムを企画、運営するとともに、事業全体のコーディネートおよび報告書作成を主な業務とする。

具体的な業務の内容等については、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月7日まで

(4) 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 仕様書等に対する質問書の提出

質問は、任意の様式でファクシミリ又は電子メールで提出する。電話での質問は受け付けない。

一般社団法人尾道観光協会

電話：FAX：0848-37-7525 E-mail:info@ononavi.jp

(2) 質問の受付期間

平成29年5月22日（月）から5月23日（火）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、5月24日（水）までに公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

(4) 説明会の有無について

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

(5) 参加申し込みについて

本プロポーザルに参加する場合には、5月26日（金）午後5時15分までにその意思をファクシミリ又は電子メールで示すこと。（様式任意）

(6) 提案書提出場所および期限

① 提案書提出場所

一般社団法人尾道観光協会

所在地：〒722-0046 尾道市長江一丁目3番3号

電話：0848-37-9736 FAX：0848-37-7525

② 提案書提出期限

平成29年6月2日（金）午後5時15分（必着）

③ その他

ア 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

イ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式2】を提出するものとする。なお、提案提出期限から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式2】を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(7) 添付書類について

①本プロポーザル参加希望者は、次に掲げる必要な書類を提案書に添付しなければならない。

ア 業務に関する実績表【様式1】

イ 会社（代表者）の直近の財務諸表

(8) 支払い条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 参加者の負担について

提案書類等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 提出された提案書について

①提出された提案書は返却しない。

②提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約の締結

受託候補者と一般社団法人尾道観光協会は、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。

まちなみ再生事業業務に関する企画提案書作成要領

一般社団法人尾道観光協会が実施する、まちなみ再生事業業務に係る公募型プロポーザルに関し、このプロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりである。

なお、まちなみ再生事業業務仕様書の趣旨に沿って提案すること。

1 企画提案時の提出書類及び構成

- (1) 提出書類
正本1部、副本4部を提出すること。
- (2) 構成
 - ア. 表紙
 - イ. まちなみ再生事業業務に係る提案書
 - (ア) BISHOKU（尾道の食、美食）メニューの具体化と普及について
 - (イ) プロモーション動画による情報発信について
 - (ウ) その他、新開地区への興味、賑わいづくりに結び付くイベント開催、情報発信等
 - (エ) まちなみ再生事業全体のコーディネートについて
 - ウ. 実施スケジュール
 - エ. 業務実施スタッフの業務内容並びに体制図
 - オ. 事業実施実績
 - カ. 見積書
- (3) 留意事項
 - ・尾道市の特性や現状を踏まえた提案とすること。
 - ・見積書については、当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積もりの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

2 作成要領

- (1) 用紙はA4サイズ（縦・横置き指定なし）両面使用とし、10枚程度とする。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

3 提案書の審査

提出された提案書により書類審査を行い、業務予定者を選定する。

4 選考基準

- (1) 基本的な考え方
事業の目的、事業内容を十分に理解しており、目的の達成が期待できるか。
- (2) 企画内容の優良性
企画内容が基本的な考え方に沿って、具体性、妥当性、実現可能性を伴い効果的な事業展開が期待できるか。
- (3) 企画内容の独創性
提案している手法やメニューは、独創的な要素を有しているか。
- (4) 事業遂行の安定性
 - ①業務体制について具体的に記載されており、十分な体制がとられているか。
 - ②業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
 - ③類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。
- (5) 事業の実施に係る経費
事業計画に見合った経費となっているか所要経費の明細が明らかとなっており、妥当性があるか。

(別紙)

まちなみ再生事業業務 委託業務仕様書

1 委託業務名

まちなみ再生事業業務

2 業務期間

契約締結の日から平成30年3月7日まで

3 目的

尾道市は、県内でも有数の歴史的景観を有する観光都市であり、「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」として平成27年4月に日本遺産にも認定され、年間641万人もの観光客が訪れている。近年では、歴史的景観を有する市街地の斜面エリアにおいて若者による空き家再生が活発に行われており、家バンクへの相談も年間600件を超えている状況である。

一方、これらの動きやサイクリストを中心とした国内外からの観光客が大いに増加しているにも関わらず、最大の歓楽街である「新開地区」へは、誘客の流れが作れていない。

そこで、空き家再生活動を行うNPO法人の取組みなどによる若者の移住、定住の流れを背景に、若者が求めているしごと創出や、地区の再生のため、官民連携による事業を展開し、中長期的な潜在的移住に繋がるような需要の掘り起こしや食による地域の魅力創造を目指すため、公募型プロポーザルを実施し業務を委託するものである。

これまで進めてきた新開 BISHOKU (尾道の食・美食) ×観光プロジェクトの継続的な実施や、情報発信に加え、新たな施策の展開を計画的に実施することにより、新開地区の賑わいづくりや、誘客の流れを作ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) BISHOKU (尾道の食、美食) メニューの具体化と普及

ア. 尾道オリジナルピンチョス (ドリンク) コンテスト (継続)

尾道での地産地消や、流通している食材を用いたオリジナルピンチョス (ドリンク) のレシピを募集し、BISHOKU メニューの具体化を行うとともに、新開地区を中心とした飲食店での普及を進める。

- 例)
- ・尾道 (新開) オリジナルメニューの開発と場づくり
 - ・幅広いコンテスト参加者によるメニューの普及性向上
 - ・市内公民館活動や、カリスマ料理人による料理教室での普及とコンテストへの提案
 - ・オリジナルレシピの公開と冊子づくり

(2) プロモーション動画による情報発信

ア. 新開の町並みや店舗の魅力を情報発信するため、多様な主体によるプロモーション動画を募集し、情報発信につなげる。コンテスト方式を含め、参加意欲を促す手法とし、新開の魅力や、

当事業を総合的に情報発信できるコンテンツとする。

- 例)
- ・町歩き（新開巡り、飲食店巡り）ツアーと動画制作教室を兼ねたイベント方式による複合的な情報発信
 - ・スマートフォンアプリを用いるなど簡易的で統一的なルールに基づく応募の拡大

(3) その他、新開地区への興味、賑わいづくりに結び付くイベント開催、情報発信等

新開地区の魅力を伝えることによる出店・開業、人の回遊の喚起や、BISHOKUの普及に資するイベントの開催などによる賑わいづくり、サイト・SNS等を活用した情報発信により、新開地区への興味、誘客への仕掛けづくりを行う。

(4) まちなみ再生事業全体のコーディネートおよび報告書作成

ア. 上記(1)(2)の内容を主体的に進めるための会議開催、意見集約及び、各事業の広報から実行を含めた事業全体のコーディネート業務を行う。

イ. 事業全体の報告書の作成

【様式1】

会社概要及び業務に関する実績表

会社等名称 代表者			
所在地	本 社 (代表者住所)	〒 住所 電話番号	
	広島県内支社等	〒 住所 電話番号	
設立（結成） 年 月 日	年 月 日 (広島県内支社等の設立年月日 年 月 日)		
資本金			
直 近 の 年間売上高			
従業員数	人 (広島県内支社等の社員数 人)		
業務内容			
会社の特色			
同種の業務 に関する実績	発 注 者	主 な 内 容	時 期
	民 間		
	国・自治体		

※既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているのであれば、これに替えることができるものとする。

※会社（代表者）の直近の財務諸表を添付する。

【様式2】

取り下げ願い書

平成 年 月 日

一般社団法人尾道観光協会長 様

所在地
商号又は名称

	担当者名	
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

平成 年 月 日付けで公募のあった次の公募型プロポーザルへ関係書類を添えて企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

業務名：まちなみ再生事業業務